

■許可基準一覧表

禁止地域	対象	(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区 (2) 文化財保護法及び文化財の保護に関する条例で指定された建造物及びその周囲 (3) 森林法による保安林 (4) 自然環境保全法による厚生自然環境保全地域、自然環境保全地域。自然環境保全条例による自然環境保全地域 (5) 自然公園法による国立公園、国定公園。徳島県立自然公園条例による徳島県立自然公園区域 (6) 都市公園法による都市公園 (7) 国又は県の管理する河川区域 (8) 一般国道の一部、県道の一部及び鉄道(このうち沿道及び沿線両外側100mの指定は以下のとおり)。 ・四国縦貫自動車道、四国横断自動車道及び本州四国連絡道路(国道28号) ・一般国道11号(鳴門市北灘町亀浦港榎木線の分岐点から香川県境まで) ・一般国道32号(三好市山城町祖谷口橋西詰から高知県境まで) ・四国旅客鉄道株式会社の高徳線(板野駅から香川県境まで)					
	許可基準	自家用	屋上広告物	1. 高さ5m以下又は建物の高さの1/3以下 2. 表示面積は50㎡以下又は総壁面積の2/10以下 3. 建築物等の壁面の延長面から突き出さないこと			
許可地域	対象	突き出し広告物又は壁面広告物等	1. 表示面積は50㎡以下又は総壁面積の2/10以下 2. 突き出し広告物は建物の上端から突き出さないこと 3. 壁面広告物は壁面の上端及び側面から突き出さないこと				
		敷地内広告物	1. 高さ7m以下 2. 表示面積30㎡以下				
	地域	特別指定地域	1. 以下に掲げる道路の両外側100m以内の区域 ・県道日和佐牟岐線(旧南阿波サンライン) ・県道西祖谷山山城線(旧祖谷溪有料道路) ・県道徳島空港線				
		幹線指定地域	1. 四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道の両外側500m以内の区域 2. 本州四国連絡道路(国道28号)の両外側500m以内の区域 3. 一般国道11号(鳴門IC-吉野川)の両外側100m以内の地域 4. 一般国道55号(徳島南バイパス、阿南バイパス)の両外側100m以内の地域				
		沿道指定地域	以下に掲げる道路の両外側100m以内の区域。 1. 一般国道11号(禁止地域及び幹線指定地域を除く。) 2. 一般国道28号(禁止地域及び幹線指定地域を除く。) 3. 一般国道32号(禁止地域を除く。) 4. 一般国道55号(幹線指定地域を除く。) 5. 一般国道192号 6. 一般国道193号(香川県境~192号の接続まで) 7. 一般国道318号(香川県境~192号の接続まで) 8. 一般国道438号(香川県境~192号の接続まで)				
		生活系地域	1. 都市計画区域内(商工業系地域等、他の地域を除く。)				
		商工業系地域	1. 商業地域、近隣商業地域、工業地域、工業専用地域				
沿道地域	1. 一般国道及び県道の両外側100m以内の区域						
許可地域	高さ	特別指定地域	幹線指定地域	沿道指定地域	生活系地域	商工業系地域	沿道地域
		5m以下又は当該建築物の高さの1/3以下					
	面積	50㎡以下又は建築物の総壁面積の					
		2/10以下	3/10以下	4/10以下	4/10以下	5/10以下	—
	他	建築物(屋上構造物を除く)の壁面から突き出さないこと					
	面積	50㎡以下又は建築物の総壁面積の					
		2/10以下	3/10以下	4/10以下	4/10以下	5/10以下	—
	他	建築物の上端から突き出さないこと。壁面の上端及び側端から突き出さないこと。					
	高さ	7m以下	10m以下	12m以下	15m以下	12m以下	
		面積	30㎡以下		40㎡以下	50㎡以下	—
高さ	禁止		10m以下				
	面積	禁止		20㎡以下	30㎡以下		
建物利用の総表示面積規制	50㎡以下又は建築物の総壁面積の2/10以下	50㎡以下又は建築物の総壁面積の3/10以下	50㎡以下又は建築物の総壁面積の4/10以下	50㎡以下又は建築物の総壁面積の4/10以下	50㎡以下又は建築物の総壁面積の5/10以下	—	

●一覧表は各基準の概要のため、詳細については、それぞれの基準についての記載箇所、説明内容を参照すること。  
 注：許可地域の区分のうち地域が重なる場合の優先順位は、以下のとおりとする。

1 特別指定地域、2 商工業系地域、3 幹線指定地域、4 沿道指定地域、5 生活系地域、6 沿道地域

## 地域区分による規制

徳島県屋外広告物条例では、規制の対象となる地域として、禁止地域と許可地域を定めている。

### (1) 禁止地域

禁止地域は、県土の貴重な自然環境と景観を保全する地域で、下表の地域が対象となっている。この地域は、基本的には一部の自家用広告物等しか設置できない地域である。

表1－禁止地域一覧表

区 分	対 象 地 域
禁 止 地 域	1. 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、風致地区、伝統的建造物群保存地区 2. 文化財保護法及び文化財の保護に関する条例で指定された建造物及びその周囲 3. 森林法による保安林 4. 自然環境保全法による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域。自然環境保全条例による自然環境保全地域 5. 自然公園法による国立公園、国定公園。徳島県立自然公園条例による徳島県立自然公園区域 6. 都市公園法による都市公園 7. 国又は県の管理する河川区域 8. 一般国道の一部、県道の一部及び鉄道（施行規則第2条 別表第1を参照） このうち、道路の沿道及び鉄道の沿線の両外側100mの指定は以下のとおりである。 ① 四国縦貫自動車道、四国横断自動車道（道路予定区域を含む。）及び本州四国連絡道路（国道28号）から展望することができる当該路線又は当該道路予定区域の両外側100m以内の区域 ② 一般国道11号（鳴門市北灘町亀浦港櫛木線の分岐点から香川県境までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の地域 ③ 一般国道32号（三好郡山城町祖谷口橋西詰から高知県境までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 ④ 四国旅客鉄道株式会社の高徳線（板野駅から香川県境までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内区域

表2－禁止地域内で許可を受けることのできる一部の自家用広告物等の基準

広告物等の種類	区 分	禁 止 地 域	
建物 利用 広告物	① 屋 上 広 告 物	高 さ	5m以下又は当該建築物の高さの3分の1以下
		表示面積	50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下
		そ の 他	建物等の壁面の延長面から突き出さないこと
	② 突き出し 広告物又は 壁面広告物	表示面積	50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下
そ の 他		突き出し広告物については、建築物の上端から突き出さないこと 壁面広告物については、壁面の上端及び側端から突き出さないこと	
総表示面積（①＋②）		50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下	
独立 広告物	敷 地 内 広 告 物	高 さ	7m以下
		表示面積	30㎡以下

## (2) 許可地域

徳島県では、許可地域を6つの地域に区分し、それぞれの地域で広告物の種類毎に許可基準を設け、地域に応じた規制を行っている。

詳細は次頁の表1、2、3を参照のこと。なお、禁止地域が重なった場合は、禁止地域が優先される。

### ① 特別指定地域

禁止地域の周辺で禁止地域と一体となる自然環境及び住環境の保全が必要な地域を指定している。

道路では、県道徳島空港線、県道日和佐牟岐線（旧南阿波サンライン）、県道西祖谷山山城線（旧祖谷溪有料道路）の沿道100mが指定されている。

### ② 幹線指定地域

県土を貫く大動脈である広域幹線道路の沿道を指定している。

四国縦貫自動車道、四国横断自動車道（道路予定区域を含む。）及び本州四国連絡道路（一般国道28号）の沿道500m、一般国道11、55号（徳島南バイパスから阿南バイパス区間に限る。道路予定区域を含む。）の沿道100mが指定されている。

### ③ 沿道指定地域

広域幹線道路に次いで県内の重要な幹線道路であり、幹線指定地域の道路に結節する道路の沿道を指定している。

一般国道11、28、32、55、192、193、318、438号の沿道100mが指定されている。

### ④ 生活系地域

主として住宅系用途を中心とした街並み景観との調和が必要な地域を指定している。

特別指定地域、幹線指定地域、沿道指定地域及び商工業系地域を除く都市計画区域内の地域が指定されている。

### ⑤ 商工業系地域

産業活動の活発な地域や広告物の提出が多い地域で、都市景観との調和が必要な地域を指定している。

都市計画区域内の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域が指定されている。

### ⑥ 沿道地域

県内の一般国道及び県道の沿道100mが指定されている。

※ 地域が重なった場合は、特別指定地域、商工業系地域、幹線指定地域、沿道指定地域、生活系地域、沿道地域の順で優先させ、優先させた地域については当該地域から除く。

表 1－許可地域一覧表

地域区分	対 象 地 域
特別指定 地 域	1. 県道日和佐牟岐線（旧南阿波サンライン）から展望することができる当該道路の両外側100m以内の区域 2. 県道徳島空港線から展望することができる当該道路の両外側100m以内の区域 3. 県道西祖谷山山城線（旧祖谷溪有料道路）から展望することができる当該道路の両外側100m以内の区域 4. 瀬戸内海国立公園の隣接地域のうち知事の指定する区域。
幹線指定 地 域	1. 四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道（道路予定区域を含む。）から展望することができる当該路線又は当該道路予定区域の両外側500m以内の区域 2. 本州四国連絡道路から展望することができる当該路線の両外側500m以内の区域 3. 一般国道11号（鳴門 IC から吉野川までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 4. 一般国道55号（徳島南バイパス及び阿南バイパスの区間に限る。道路予定区域を含む。）から展望することができる当該路線又は当該道路予定区域の両外側100m以内の区域
沿道指定 地 域	1. 一般国道11号から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 2. 一般国道28号から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 3. 一般国道32号（香川県境から三好市山城町祖谷口橋西詰交差点までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の100m以内の区域 4. 一般国道55号から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 5. 一般国道192号から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 6. 一般国道193号（香川県境から国道192号と接続するまでの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 7. 一般国道318号（香川県境から国道192号と接続するまでの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 8. 一般国道438号（香川県境から国道192号と接続するまでの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域
生活系 地 域	1. 都市計画区域（商工業系地域等、他の地域を除く）
商工業系 地 域	1. 近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域
沿 道 地 域	1. 一般国道及び県道から展望することができる当該路線の両外側 100 m以内の区域

なお、禁止地域は、許可地域より優先され、許可地域から除くものとする。

また、地域が重なった場合は、特別指定地域、商工業系地域、幹線指定地域、沿道指定地域、生活系地域、沿道地域の順で優先となる。

備考 1. この表において「都市計画区域」とは、都市計画法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域をいう。

2. この表における「近隣商業地域」、「商業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規程により定められた近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

表2－許可地域内で許可を受けることのできる基準

種 類	区 分	特別指定 地 域	幹線指定 地 域	沿道指定 地 域	生活系地域	商工業系 地 域	沿道地域
建 物 利 用	屋 上	高 さ	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下	5m以下又は 当該建築物 の高さの1/3 以下
	広 告 物	表 示 積	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の2/10 以下	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の3/10 以下	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の4/10 以下	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の4/10 以下	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の5/10 以下
		その他	建物等の壁面の延長面から突き出さないこと				
広 告 物	突き出し 広告物又は 壁面広 告物	表 示 積	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の2/10 以下	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の3/10 以下	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の4/10 以下	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の4/10 以下	50㎡以下又は 当該建築物 の総壁面 面積の5/10 以下
		その他	突き出し広告物については、当該建物等の壁面の上端から突き出さないこと 壁面広告物については、当該建物等の壁面の上端及び側端から突き出さないこと				
独 立 広 告 物	敷地内 広告物	高 さ	7 m以下	10m以下	12m以下	12m以下	15m以下
		表 示 積	30㎡以下	30㎡以下	40㎡以下	40㎡以下	50㎡以下
	野立て 広告物	高 さ	禁 止	禁 止	10m以下	10m以下	10m以下
		表 示 積	禁 止	禁 止	20㎡以下	30㎡以下	30㎡以下

注) 上表とは別に、禁止地域内で許可を受けることができる一部の自家用広告物等についても、許可の基準が定められている。

表3－建物利用広告物の総表示面積の規制の基準（総量規制の許可基準）

区 域	総 表 示 面 積 の 許 可 基 準	
禁止地域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下であること。	
許 可 地 域	特別指定 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下であること。
	幹線指定 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の3以下であること。
	沿道指定 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の4以下であること。
	生 活 系 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の4以下であること。
	商工業系 地 域	広告物又は広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の5以下であること。
	沿道地域	